

役員及び評議員の報酬等の支給基準

(評議員の報酬等の支給)

評議員の報酬等は、社会福祉法人福寿会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(役員報酬等の支給)

役員報酬等は、社会福祉法人福寿会定款第23条に定めにより平成29年6月26日開催の定時評議員会で無報酬とすることを可決承認した。

(公表)

この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。